

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十一年二月六日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）山陽マルナカ日生店
所在地 備前市穂浪字小柳二五四一―一ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 株式会社山陽マルナカ
住所 岡山市平福一丁目三〇五一―二
代表者の氏名 代表取締役 中山 明憲
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 株式会社山陽マルナカ
住所 岡山市平福一丁目三〇五一―二
代表者の氏名 代表取締役 中山 明憲
 - (2) その他（未定）
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十一年九月三十日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
五千百五十五平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 三百台
 - (2) 駐輪場の収容台数 百三十六台
 - (3) 荷さばき施設の面積 百三十三平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 四十三・四立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻 午前八時
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 午後十一時
 - (3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前七時三十分から午後十一時三十分まで
 - (4) 駐車場の自動車の出入口の数 二箇所
 - (5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ア 荷さばき施設一 午前六時から午後七時まで
 - イ 荷さばき施設二、三及び四 午前七時から午前七時三十分まで

二 届出年月日

平成二十一年一月二十九日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十一年二月六日から平成二十一年六月六日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び備前市産業部商工観光課